

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年10月19日（平成30年（行情）諮問第462号）

答申日：平成30年12月13日（平成30年度（行情）答申第354号）

事件名：行政文書ファイル管理簿のうち公文書等の管理に関する法律に基づく
公表がされていないものの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「外務省の行政文書ファイル管理簿のうち『当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表』（「公文書等の管理に関する法律」第7条）されていない管理簿の全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月27日付け情報公開第00942号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

開示決定通知書で挙げられている不開示理由は、当該文書が存在しない理由となっていない。そこで改めて全省的に探索し、発見に努めるべきである。

（2）意見書

保存期間1年未満の行政文書ファイルの管理簿が存在するはずである。保存期間1年未満の行政文書ファイルについては公表が義務付けられていない。

したがって保存期間1年未満の行政文書ファイルを管理する「行政文書ファイル管理簿」が存在する場合、これは電子政府の総合窓口で公表されていない可能性がある。

そこでそうした「行政文書管理簿」が存在しないか、改めて関連部局を探索するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成30年7月27日付けで受理した審査請求人からの開示請求「外務省の行政文書ファイル管理簿のうち『当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表』（「公文書等の管理に関する法律」第7条）されていない管理簿の全て。」に対し、不開示（不存在）とする決定を行った（平成30年8月27日付け情報公開第00942号，原処分）。

これに対し、審査請求人は、平成30年8月31日付けで、原処分を取り消し、対象文書の探索を求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、「外務省の行政文書ファイル管理簿のうち『当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表』（「公文書等の管理に関する法律」第7条）されていない管理簿の全て。」であるが、外務省では該当する文書を作成・取得していないため、不開示（不存在）とする決定を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分に対し、開示決定通知書で挙げられている不開示理由は、当該文書が存在しない理由となっておらず、改めて全省的に探索し、発見に努めるべきである旨主張する。

しかしながら、外務省は、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）7条の定めに従い「行政文書ファイル管理簿」を作成の上、電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）にて公表するとともに、外務省情報公開受付窓口においても、e-Govに掲載されている「行政文書ファイル管理簿」の閲覧を可能としており、当該管理簿以外に「行政文書ファイル管理簿」は存在しない。したがって、外務省は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書は作成、取得していないと判断し、不開示（不存在）決定を行ったものであり、審査請求人の主張は当たらない。

4 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原決定を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審査請求人から意見書を收受

④ 同年12月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁はこれを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 行政文書ファイル管理簿は、一元的な文書管理システム上で調製しており、e-Govで公表している。e-Govで公表しているもの以外には、外務省において行政文書ファイル管理簿を作成・取得しておらず、保有していないことから不存在不開示とする原処分を行った。

イ 外務省においては、行政文書ファイル管理簿を、公文書管理法7条2項にいう、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表」するために、e-Govに掲載しており、また、「行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供する」ために、外務省情報公開窓口においてe-Govを閲覧可能にしている。

ウ 外務省が作成又は取得した行政文書に係る行政文書ファイル管理簿は、e-Govで公表しているものが全てである。

エ 審査請求人が主張する、保存期間が1年未満の行政文書ファイルに係る事項の行政文書ファイル管理簿への記載については、公文書管理法7条1項は「政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。」としており、ここでいう「政令で定める期間」は、公文書等の管理に関する法律施行令12条で、1年とされている。したがって、外務省は、保存期間が1年未満の行政文書ファイルを行政文書ファイル管理簿に記載しておらず、審査請求人が主張する保存期間1年未満の行政文書ファイルを管理する行政文書ファイル管理簿を作成も取得もしていない。

(2) そこで検討すると、e-Govで公表しているものの外に行政文書ファイル管理簿を作成も取得もしていないという上記(1)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、他にその存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久